

届出保育施設の給食食材費の高騰分を支援します！

(届出保育施設の給食実施に係る食材費の上昇相当額を支援)

原油価格・物価高騰によって、給食実施に係る食材費は上昇しています。食材費については、保護者から実費徴収を行うこととなっていますが、県としては、物価高騰の中にあっても、こどもたちに栄養バランス・量を保った給食が実施されるとともに、保護者の負担軽減を行うことが必要と考えています。

福岡県では、原油価格・物価高騰により負担が生じている届出保育施設に対し、給食実施に係る食材費の上昇相当額について支援金を給付します。

給付対象者の条件

支援金申請の令和6年度末時点と比較して、保護者から徴収する給食費の値上げを行っていない、又は値上げ相当額を保護者に返還すること

区分	給付額
主食と副食を提供する場合	令和7年10月初日時点で給食を提供する児童数×1,300円×月数
副食のみを提供する場合	令和7年10月初日時点で給食を提供する児童数×780円×月数

※県内（北九州市、福岡市及び久留米市を除く）の届出保育施設が対象です。

詳細は、県ホームページにも掲載しています。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/todokedehoiku-kyushokushien.html>

(トップページ > 健康・福祉・子育て > 子ども・青少年 > 子育て支援)

● 申請方法

令和7年12月19日（金）までに、
福岡県子育て支援課保育施設係へ、
必要書類を郵送または持参。

※様式は、県ホームページからダウンロード。



【問い合わせ先・郵送先】

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7 福岡県福祉労働部子育て支援課保育施設係

TEL : 092-643-3258 FAX : 092-643-3260

E-mail : hoikushisetsu@pref.fukuoka.lg.jp